

# 大阪市立大学大学院看護学研究科履修規程

制 定 平成 20. 4. 1  
最近改正 令和 2.2.27

(趣旨)

第1条 この規程は大阪市立大学大学院学則第13条及び第14条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

(課程及び修業年限)

第2条 研究科の課程は博士課程とする。

2 博士課程を標準修業年限2年の前期博士課程と標準修業年限3年の後期博士課程に区分する。

3 前項の規定にかかわらず、第5条の2の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の標準修業年限については、当該履修を許可された年限とする。

(在学年限)

第3条 在学年限は、前期博士課程については4年とし、後期博士課程については、6年とする。

(教育方法)

第4条 前期博士課程及び後期博士課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行うものとする。

(授業科目及び履修方法)

第5条 前期博士課程及び後期博士課程の授業科目及び履修方法は別表に掲げるとおりとし、履修する科目は、あらかじめ指導教員の指示を受けるものとする。

2 学生は履修しようとする授業科目について、 Semester (学期) ごとに、所定の期日までに履修登録しなければならない。

3 学生は前項の届出の後、任意に履修科目を変更することはできない。ただし、正当な事由と認められた場合はこの限りではない。

(長期にわたる履修)

第5条の2 研究科長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第2条第2項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の計算方法、試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為)

第6条 単位の計算方法、試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為については、大阪市立大学医学部看護学科履修規程第5条、11条から第15条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項、第14条第2

項、第 15 条第 6 項中「教授会」とあるのは「研究科教授会」と読み替えるものとする。

(研究指導)

第 7 条 学生は、学位論文の作成等にあたり、担当教員の研究指導を受けるものとする。

(指導教員)

第 8 条 学位論文等を指導するため、研究科教授会の議に基づき、学生ごとに 1 名の指導教員を定めるものとする。ただし、必要に応じて複数の教員等の協力により指導を行うことができる。

(学位論文の提出)

第 9 条 学生は、研究指導教員の承認を得て、研究科教授会の定める期日までに学位論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び試験)

第 10 条 学位論文の審査は、研究科教授会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

2 論文審査委員会は研究科教授会が指名する 3 名以上の委員（うち 1 名は主査）をもって構成する。

3 研究科教授会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科又は国内の他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。なお、審査委員は最終試験委員を兼ねる。

4 学位論文の審査及び最終試験は提出された論文を中心とし、これに関連のある科目について行う。

(審査の期間)

第 11 条 前期博士課程及び後期博士課程の学位論文の審査、試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(課程修了の認定)

第 12 条 前期博士課程において、2 年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者は、前期博士課程を修了した者と認める。

2 研究科において適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

3 後期博士課程において、3 年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者は、後期博士課程を修了したものと認める。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、2 年以上在学すれば足りるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て  
研究科長が定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1  
(前期博士課程)

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基盤 共通 教育	看護理論	2			
	看護研究	2			
	看護管理論		2		
	コンサルテーション論		2		
	看護倫理学		2		
	病態生理学		2		
	対人関係論		2		
	医療英語論文表現		2		
	感染防御論		2		
	国際保健活動論		2		
	保健福祉政策論		2		
	保健統計学		1		
データ関連人材育成プログラム科目			2		
専門 教育	生活 看護学 分野	基礎看護学特論		2	
		基礎看護学援助特論		2	
		公衆衛生看護学特論		2	
		公衆衛生看護学援助特論		2	
		老年看護学特論		2	
		老年看護学援助特論		2	
		在宅看護学特論		2	
		在宅看護学援助特論		2	
	臨床 看護学 分野	がん・急性看護学特論		2	
		がん・急性看護学援助特論		2	
		慢性看護学特論		2	
		慢性看護学援助特論		2	
		精神看護学特論		2	
		精神看護学援助特論		2	
		母性看護学特論		2	
		母性看護学援助特論		2	
		小児看護学特論		2	
		小児看護学援助特論		2	
		看護支援基礎科学特論		2	
		看護支援基礎科学援助特論		2	
演 習 ・ 研 究	専門演習	4			
	特別研究Ⅰ	4			
	特別研究Ⅱ	4			
<p>修了要件：基盤共通教育の看護理論 2 単位、看護研究 2 単位及び専門教育の演習・研究の専門演習 4 単位、特別研究Ⅰ 4 単位、特別研究Ⅱ 4 単位の合計 16 単位を修得し、残りの 14 単位は専門教育の 2 つの分野に応じて選択科目から履修し、合計 30 単位を修得すること。そして、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。</p>					

別表 2  
(後期博士課程)

区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
共通教育	基盤研究方法論		1	平成 24 年度以前提供の「組織看護理論」の単位は修了要件に含める。その単位を修得している場合、「看護組織論」は履修できない。	
	看護実践研究方法論		1		
	看護組織論		2		
	データ関連人材育成プログラム科目		1		
専門教育	看護学分野	生活看護支援システム特講（基礎）		2	
		看護支援システム特講（地域）		2	
		生活看護支援システム特講（老年）		2	
		生活看護支援システム特講（在宅）		2	
		看護支援システム特講（精神）		2	
		看護支援システム特講（母性）		2	
		看護支援システム特講（小児）		2	
		がん看護支援特講		2	
		慢性看護支援特講		2	
		看護支援基礎科学特講		2	
演習	後期専門演習	2			
特別研究	後期特別研究Ⅰ	2			
	後期特別研究Ⅱ	2			
	後期特別研究Ⅲ	4			
<p>修了要件：修了要件は、共通教育から 2 単位以上、看護学分野から 2 単位以上、後期専門演習 2 単位、後期特別研究Ⅰ 2 単位、後期特別研究Ⅱ 2 単位、後期特別研究Ⅲ 4 単位の合計 14 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。</p>					